

【消費生活の窓口から】

美容医療サービス 雰囲気流されないで

～急かされても安易にその場で契約しないようにしましょう！～

美容医療サービスのトラブルが10～20歳代の若者に増えています。2022年4月からは18歳で大人（成年）となります。高校生でもです。一人で契約できる反面、原則として一方的にやめることはできませんので、注意が必要です。

〈事例〉SNSの広告で見つけた美容クリニックへ無料カウンセリングに出向いたところ、1年間有効の全身医療脱毛を勧め

られた。クレジット60回の分割払いで、約35万円と高額だったので、いったん親に相談したいと伝えたが「後日の

契約になるとキャンペーン価格は適用されない」と言われ、その場で契約してしまった。しかし、学生の自分には

高額すぎて、支払えるか心配になった。クーリング・オフしたい。（当事者：20歳代 学生 女性）

【アドバイス】

◆「今日契約・施術をすれば割引」などと急かされても、安易にその場で契約しないようにしましょう。

美容目的の施術は多くの場合、緊急性がありません。よく考えましょう。

◆施術前に医師から説明を受け、ダウンタイムや合併症、副作用等についてよく理解したうえで、施術を受けるかどうか判断しましょう。

美容医療では、リスクや副作用が全くないということはありません。

※ダウンタイム：施術を受けてから、痛みや赤み、腫れ、むくみ、内出血などが回復して、普通に日常生活を送れる

ようになるまでにかかる時間のこと。個人差がある。

◆断る際は「契約しない」と明確に伝えましょう。

「お金がない」と言っても、クレジット契約などを勧められ、断り切れないケースも見られます。

◆困ったときは、一人で悩まず消費生活相談窓口が消費者ホットライン^{いやや}188（局番なし）に相談しましょう。

出典：国民生活センターホームページ「[美容医療サービス 雰囲気流されないで](#)」

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3